

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 神戸千ヶ峰会

制定:平成29年6月23日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸千ヶ峰会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 35 第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の区分)

第3条 評議員及び役員の報酬は、定款第八条及び定款第二一条に定めるとおりとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の常勤役員の報酬月額及び支給上限額は、別表2に定める額とする。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める年度総額の範囲内で同表に基づき支給する。
- 5 役員退職慰労金については、『役員退職慰労金規程』として別に定める。
- 6 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費と

して支給することができる。

(支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く)は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

- 2 新たに常勤役員に就任した者には、就任日の属する月から報酬を支給する。
- 3 常勤役員が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 4 月の中途における退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の所定就業日数を基準に、日割計算して支払う。
- 5 本条第3項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。
- 6 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して、別表に定める金額を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月23日(定時評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和元年6月24日(定時評議員会の議決日)から改定する。

第3条 定款の変更により、無報酬から報酬として定めることにする。

第4条4項 非常勤役員に対する報酬に、年度総額を定める。

第7条2項 文言の変更

この規程は令和6年7月1日から改定する。

第4条3項 文言の変更

第4条5項 役員退職慰労金についての文言を追加

第6条2項～5項 常勤役員の報酬の支給方法について新たに追加

細則 別表2を変更

細則 別表4を新たに追加

この規程は令和 年 月 日から改定する。

第4条5項 文言の変更

細則 別表4を削除

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程の細則

2024.7.1

別表1(評議員の報酬)

	日額	年度総額
評議員会への出席	5,000 円	300,000 円
上記他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円	

※定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること

別表2(常勤役員の報酬等)

(1) 役員報酬

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

役職名	月額
理事長	550,000 円
常務理事	450,000 円
理事	350,000 円

(2) 月次報酬等合算上限額

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内で支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	1,150,000 円
常務理事	1,000,000 円
理事	850,000 円

別表3(非常勤役員の報酬)

(1) 理事

	日額	年度総額
理事会等会議への出席	5,000 円	200,000 円
上記他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円	

(2) 監事

	日額	年度総額
監事監査等への出席	10,000 円	200,000 円
理事会への出席	5,000 円	
上記他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円	

※非常勤役員の報酬については、評議員会で定める年度総額を超えることはできないことに留意すること。